



総基環第202号
平成17年8月11日

海外アビオテック株式会社
代表取締役 山崎 昌義 殿

総務大臣 麻生 太郎



外国の型式検定に合格している航空機に施設する無線設備の機器の型式検定について（通知）

標記について、下記に掲げる航空機に施設する無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）に定める当該機器の型式検定に相当すると認められる外国の型式検定に合格していることから、電波法（昭和25年法律第131号）第37条ただし書及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第11条の5第1号に規定する型式検定を要しない機器と認められるので通知する。

記

- 1 機器の種別：航空機用救命無線機の機器
- 2 機器の名称：C406-N 及び C406-N HM
- 3 機器の製造者：Artex Aircraft Supplies, Inc. (米)
- 4 外国において取得した型式検定について
 - (1) 承認した機関名：Federal Aviation Administration (米)
 - (2) 検定番号：TSO-C126、TSO-C91a